平成 22 年 12 月 10 日

要望項目等に関する最終整理案

【 関 税 関 係 】

関税関係（案）

１　特恵関税制度の適用期限の延長及び見直し

平成22年度末に適用期限が到来する特恵関税制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を10年延長する。

⑴　鉱工業産品に設定している年間の特恵適用の限度枠（シーリング）を廃止し、適用する特恵税率を別紙１のとおりとする。

⑵　産品の競争力に基づく国別・品目別特恵適用除外措置の適用基準を別紙２のとおりとする（適用結果は別紙３参照）。

⑶　別紙４の品目を特恵適用の対象から除外する。また、別紙５の品目について、一般の税率（最恵国待遇税率（ＭＦＮ税率））を引き下げる。

⑷　繊維製品に関する特恵原産地規則について、途上国の特恵利用拡大に資するよう緩和する。

⑸　世界銀行統計において３年連続で「高所得国」に該当したオマーン、トリニダード・トバゴ及びバルバドスを特恵適用の対象から除外する。

２　航空機部分品等の免税制度及び加工再輸入減税制度の延長

平成22年度末に適用期限が到来する、航空機の部分品等及び宇宙開発用物品等の免税制度並びに我が国から輸出した原材料を加工した輸入製品の減税制度の適用期限を３年延長する。

３　暫定税率等の適用期限の延長

平成22年度末に適用期限が到来する暫定税率（415品目）、特別緊急関税制度及び牛肉等に係る関税の緊急措置（牛肉についての発動基準の特例を含む。）の適用期限を１年延長する。

４　ＨＳ条約2012年改正に対応するための関税率表の改訂

平成24年１月１日から適用される、ＨＳ条約（商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約）の2012年改正に伴い、関税率表を改訂する。

５　輸出通関における保税搬入原則の見直し及びこれに伴うＡＥＯ（認定事業者）制度の改善

⑴　保税地域等に貨物を搬入した後に行うこととされている輸出申告を、貿易円滑化のため、適正通関を確保しつつ、保税地域等への貨物搬入前に行えることとする。

⑵　ＡＥＯ通関業者又はＡＥＯ製造者が関与する輸出申告に係る貨物について、保税地域等に搬入することなく輸出の許可を受けることを可能とする。これに伴い、輸出品に対する内国消費税について所要の改正を行う。

（注）上記の改正は、平成23年10月１日から適用する。

６　アクセスコントロール等回避機器に係る水際規制の導入

アクセスコントロール等回避機器について、不正競争防止法又は著作権法の改正を前提に、関税法上の輸出入禁止品に追加する。

（注）上記の改正は、それぞれ上記の国内規制の改正法の施行の日から適用する。

７　回路配置利用権侵害物品に係る輸出規制の導入

回路配置利用権侵害物品について、半導体集積回路の回路配置に関する法律の改正を前提に、関税法上の輸出禁止品に追加する。

（注）上記の改正は、上記の国内規制の改正法の施行の日から適用する。

８　航空機旅客の予約情報等報告制度の導入

効果的かつ効率的な密輸取締りのため、税関が現在入手している事前旅客情報に加え、予約情報等も入手できるように、報告を求める情報の範囲を拡充する。

（注）上記の改正は、平成23年10月１日から適用する。

９　納税環境整備

納税者が更正の請求を行うことができる期間（現行１年）を５年に延長するとともに、税関が更正を行うことができる期間（現行３年のもの）を５年に延長する等の措置を講ずるほか、内国税に準じて以下の措置を講ずる。

⑴　申請に対する処分及び不利益処分について、理由附記を実施する。併せて、とん税についても同様の措置を講じる。

⑵　輸入者に対する事後調査について、手続の明確化・法制化を図る。

（注）上記の改正の適用の日については、内国税に合わせることとする。

【別紙１】

シーリング廃止後の鉱工業産品に係る特恵税率

１．特恵税率を無税とする品目

現行シーリング管理の項番号	主な品名
2	カーバイド等
22	桐（その他のもの）
23	ふたばがき科の熱帯産木材（かんながけし又はやすりがけしたもの）等
30	欄間
32	かりん、つげ等の木製品
36	絹ノイル織物等
48	ひも、綱及びケーブルのうち 関税率表5607.21に掲げる品目

２．特恵税率を一般の税率（MFN税率）の20%とする品目

現行シーリング管理の項番号	主な品名
10	でん粉誘導体
11	デキストリン、デキストリングルー等
16	原皮及び革
20	毛皮（なめしたもの）
49	じゅうたんその他の床用敷物（結びパイルのもの）

３．特恵税率を一般の税率（MFN税率）の40%とする品目

現行シーリング管理の項番号	主な品名
13	ポリエチレン、ポリスチレン等の塊、粉、粒、フレーク等
71	銅の棒、形材及び線
75	鉛の塊

4．特恵税率を一般の税率（MFN税率）の60%とする品目

現行シーリング管理の項番号	主な品名
3	ソルビトール
15	パテントレザー等
24	ふたばがき科の熱帯産木材（第23項のものを除く。）
25	合板用単板
26	薄板（第25項のものを除く。）
28	パーティクルボード等
31	割りばし
33	木材及びその製品（関税率表4412.10-1、関税率表4412.31、関税率表4412.32及び関税率表4412.39に掲げる物品並びに第22項から第32項までのものを除く。）
34	かご細工物等（畳床のものを除く。）
56	絹製のネクタイ等のうち 関税率表6307.90に掲げる品目のうち絹製で長方形以外の形状に単に裁断したもの
68	フェロニッケル（ニッケルの含有量が全重量の33%未満のもの）
72	銅のはく及び精製銅の板、管等
73	ニッケルの塊
76	亜鉛の塊
77	その他の卑金属及びその製品

5．特恵税率を一般の税率（MFN税率）の80%とする品目

現行シーリング管理の項番号	主な品名
1	三酸化アンチモン
4	メントール
5	くえん酸
6	くえん酸カルシウム
7	グルタミン酸ソーダ
8	ペパーミント油（メンタ・アルベンシスから採取したもので、総メントールの含有量が65%以下のもの）
9	卵白
12	花火等
14	クロスシート
27	竹製の引抜材、竹製の串
29	積層木材等

5. 特恵税率を一般の税率（MFN税率）の80%とする品目（つづき）

現行シーリング管理の項番号	主な品名
37	紡毛糸（小売用のものを除く。）
38	梳毛糸（小売用のものを除く。）
39	紡毛織物及び梳毛織物（絹の重量が全重量の10%を超えるもの）
40	紡毛織物及び梳毛織物（第39項のものを除く。）
41	綿糸（合成繊維等の重量が全重量の10%を超えるもの）等
42	亜麻糸、ラミー糸及びこれらの織物
43	ポリエステルの長繊維の糸（絹の重量が全重量の10%を超えるもの以外のもの）
44	合成繊維の長繊維の糸の織物
45	人造繊維の長繊維の糸の織物（第43項及び第44項のものを除く。）
46	合成繊維の短繊維の織物
47	人造繊維の短繊維及びその織物（第46項のものを除く。）
48	ひも、綱及びケーブルのうち 関税率表5607.21に掲げる品目以外のもの
50	じゅうたんその他の床用敷物（その他のもの）
51	細幅織物等
52	メリヤス編物及びクロセ編物等
53	コルセット、手袋及び靴下類等のうち 関税率表6212に掲げる品目以外のもの
54	衣類の附属品等
55	ハンカチ
57	毛布及びひざ掛け（電気毛布を除く。）
58	ベッドリネン、テーブルリネン等
60	傘及び傘の部分品
61	人造の花、葉等及びこれらの部分品
69	フェロニッケル（ニッケルの含有量が全重量の33%未満のもの以外のもの）
70	精製銅
74	アルミニウム及びその製品
78	腰掛けの部分品（革製のもの）及びマットレスサポートのうち 関税率表9404.10に掲げる品目（マットレスサポート）
81	ほうき及びブラシ（非植物性材料のもの）

【別紙２】

産品の競争力に基づく国別・品目別特恵適用除外措置の適用基準

一の特恵受益国･地域を原産地とする物品のうち､過去３年間の平均で、当該物品の輸入額が同一の物品の総輸入額の50%を超える物品は、特恵適用の対象から３年間除外する。

ただし、過去３年間の平均で当該物品の輸入額が15億円を超えない場合は除外しない。

（注１）当該国・地域の基幹的な輸出品（当該国・地域からの総特恵輸入額の25%超を占める物品）である場合、又は経済連携協定（ＥＰＡ）締結についての大筋合意（インド及びペルー）において特恵税率以下の譲許をすることとしている場合は除外しない。

（注２）上記の基準は、農水産品（ＨＳ第１～24類）についてはＨＳ９桁単位で、鉱工業産品（ＨＳ第25～97類）についてはＨＳ４桁単位で適用する。

【別紙３】

産品の競争力に基づく国別・品目別特恵適用除外措置の対象品目

（1）農水産品（第1～24類）

関税率表番号	主 な 品 名	原産地
0706.90ex	ごぼう（生鮮のもの及び冷蔵したもの）	中国
0709.59ex	まつたけ（生鮮のもの及び冷蔵したもの）	中国
0712.90-2ex	たけのこ（乾燥したもの）	中国
0910.10-2-(2)ex	しょうが（塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの及び小売用の容器入りにしたものを除く。）（生鮮のもの）	中国
0910.10-2-(2)ex	しょうが（塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの及び小売用の容器入りにしたものを除く。）（生鮮のもの以外のもの）	中国
1211.90-4ex	その他の主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（生鮮のもの及び乾燥したもの）（その他のもの）のうち、びゃくだん及びはとむぎ以外のもの	中国
1604.11ex	さけ（調製し又は保存に適する処理をしたもの）（気密容器入りのもの以外のもの）	中国
1604.15	さば（調製し又は保存に適する処理をしたもの）	中国
1604.19ex	うなぎ（調製し又は保存に適する処理をしたもの）	中国
1604.19ex	その他の魚（調製し又は保存に適する処理をしたもの）	中国
1605.10-2ex	かに（調製し又は保存に適する処理をしたもの）（気密容器入りのもの以外のもの）（米を含むもの以外のもの）	中国
1605.90-2-(3)ex	帆立貝（調製し又は保存に適する処理をしたもの）（くん製したものを除く。）	中国
1605.90-2-(3)ex	その他の軟体動物のもの（調製し又は保存に適する処理をしたもの）（くん製したものを除く。）（気密容器入りのもの以外のもの）	中国
2001.90-2-(5)ex	しょうが（食酢又は酢酸で又は保存に適する処理をしたもの）（無糖のもの）	中国
2101.11-2-(2)	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物（無糖のもの）（インスタントコーヒー以外のもの）	ブラジル
2206.00-2-(2)-B-(b)	その他の発酵酒（その他のもの）	中国

（2）鉱工業産品（第25～97類）

関税率表の項番号（HS4桁）	主 な 品 名	原産地
2704	コークス及び半成コークス等	中国
2809	五酸化二りん、りん酸及びポリりん酸	中国
2825	ヒドラジン、金属酸化物等	中国
2827	塩化物、臭化物、よう化物等	中国
2834	亜硝酸塩及び硝酸塩	中国
2835	ホスフィン酸塩、ホスホン酸塩、りん酸塩等	中国
2839	けい酸塩等	中国
2841	オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩	中国
2843	貴金属の無機又は有機の化合物等	中国
2849	炭化物	中国
2904	炭化水素のスルホン化誘導体等	中国
2938	グリコシド及び誘導体	中国
3505	デキストリンその他の変性でん粉等	タイ
3604	花火、信号せん光筒等その他の火工品	中国
3801	人造黒鉛等及び炭素をもととした調製品	中国
3802	活性炭等	中国
3806	ロジン及び樹脂酸並びにランガム等	中国
3814	有機の配合溶剤等及び調製除去剤	中国
3816	耐火性のセメント等	中国
3923	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品等	中国
3924	プラスチック製の家庭用品及び化粧用品	中国
3926	その他のプラスチック製品等	中国
4412	合板等の積層木材	中国
4419	木製の食卓用品及び台所用品	中国
4420	寄せ木し又は象眼した木材等	中国
4421	その他の木製品	中国
4601	さなだ等組物材料から成る物品等	中国
4602	かご細工物等	中国
5107	梳毛糸（羊毛製）（小売用にしたものを除く。）	中国
5513	合成繊維の短繊維の織物(短繊維の重量が85%未満、混用繊維の大部分が綿、重量が170g/㎡以下)	中国
5607	ひも、綱及びケーブル	中国
5608	結び網地及び漁網その他の網（紡織用繊維製）	中国
5702	じゅうたん等紡織用繊維の床用敷物（織物製）	中国
5703	じゅうたん等紡織用繊維の床用敷物（タフトしたもの）	中国
5705	じゅうたん等紡織用繊維の床用敷物（他の項のものを除く。）	中国
5806	細幅織物等	中国
6213	ハンカチ（織物）	中国
6214	ショール、スカーフ、マフラー等（織物）	中国
6216	手袋、ミトン及びミット（織物）	中国
6217	その他の衣類附属品等（織物）	中国
6301	毛布及びひざ掛け	中国
6302	ベッドリネン等	中国
6303	カーテン等	中国

（2）鉱工業産品（第25～97類）（つづき）

関税率表の項番号（HS4桁）	主 な 品 名	原産地
6304	紡織用繊維のその他の室内用品	中国
6305	包装に使用する種類の袋	中国
6306	ターポリン、テント、帆等	中国
6307	紡織用繊維のその他の製品	中国
6505	帽子（メリヤス編み等のもの）及びヘアネット	中国
6506	その他の帽子	中国
6601	傘	中国
6702	人造の花、葉及び果実等	中国
6902	耐火れんが等建設用陶磁製耐火製品	中国
6907	陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル等（うわぐすりを施したものを除く。）	中国
6908	陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル等（うわぐすりを施したもの）	中国
6911	磁器製の家庭用品及び化粧用品	中国
6912	陶磁製の家庭用品及び化粧用品（磁器製のものを除く。）	中国
7116	真珠、貴石等の製品	中国
7406	銅の粉及びフレーク	中国
7411	銅製の管	中国
7607	アルミニウムのはく（厚さ0.2mm以下のもの）	中国
7907	その他の亜鉛製品	中国
8104	マグネシウム及びその製品	中国
8110	アンチモン及びその製品	中国
8111	マンガン及びその製品	中国
8211	刃をつけたナイフ（第82.08項のナイフを除く。）及びその刃	中国
8213	はさみ及びこれらの刃	中国
8215	スプーン等台所用具及び食卓用具（卑金属製のもの）	中国
8301	卑金属製の錠等	中国
8302	卑金属製の支持具、取付具等	中国
8306	卑金属製のベル、小像、額縁及び鏡等	中国
8544	電気絶縁をした線、ケーブルその他の電気導体等	中国
9003	眼鏡のフレーム及びその部分品	中国
9404	寝具等及びマットレスサポート	中国
9405	照明器具等及びその部分品	中国
9503	人形、がん具、模型等	中国
9505	祝祭用品等の娯楽用品	中国
9506	運動等に使用する物品等	中国
9507	魚釣用具等	中国
9603	ほうき、ブラシ、ペイントローラー等	中国
9608	ボールペン等のペン、シャープペンシル等	中国
9613	たばこ用ライターその他のライター及びその部分品	中国
9617	魔法瓶その他の真空容器及びその部分品	中国

【別紙４】

特恵適用の対象から除外する品目

現行シーリング管理の項番号等	主な品名
17	トランク、スーツケース等
18	コンポジションレザー製品等
19	革製品（関税率表4203、第17項及び第18項のものを除く。）
21	衣類等の毛皮製品
56	絹製のネクタイ等のうち 関税率表6215.10に掲げる品目
59	履物等及びこれらの部分品
62	ガラス製のビーズ、模造貴石等
63	身辺用細貨類及びその部分品
64	身辺用模造細貨類
65	フェロマンガン
66	フェロシリコマンガン等その他のフェロアロイ
67	フェロクロム（炭素の含有量が全重量の4%を超えるもの以外のもの）
78	腰掛けの部分品（革製のもの）及びマットレスサポートのうち 関税率表9401.90-1に掲げる品目（腰掛けの部分品（革製のもの））
関税率表 2836.20-1	ソーダ灰

（注）特恵適用の対象から除外した後は、一般の税率（MFN税率）が適用される。

【別紙５】

一般の税率（MFN税率）を引き下げる品目

関税率表番号	主 な 品 名	現行税率			改正税率	
		基本	WTO	特恵	基本	特恵
2834.29-2	硝酸バリウム	4.6%	3.9%	無税	無税	（削除）
5608.19-2	人造繊維製の網 （漁網、結び網地及び結び網以外のもの）	8.2%	6.3%	無税	5%	無税
5608.90-2	人造繊維製以外の網 （漁網、結び網地及び結び網以外のもの）	9.1%	7.2%	無税	5%	無税
5810.10	ししゅう布（基布が見えないもの）	17.9%	14.2%	無税	無税	（削除）
5810.91	その他のししゅう布（綿製のもの）	17.9%	14.2%	無税	無税	（削除）
5810.92	その他のししゅう布（人造繊維製のもの）	17.9%	14.2%	無税	無税	（削除）
5810.99	その他のししゅう布 （その他の紡織繊維製のもの）	17.9%	14.2%	無税	無税	（削除）
6212.10	ブラジャー	8.5%	8.4%	無税	無税	（削除）
6212.20	ガードル及びパンティガードル	8.5%	8.3%	無税	無税	（削除）
6212.30	コースレット	8.5%	8%	無税	無税	（削除）
6212.90	コルセット、サスペンダー、ガーターこれらに類する製品	8.5%	8.4%	無税	無税	（削除）
8110.10	アンチモンの塊及び粉	22.4円/kg	8.80円/kg	無税	無税	（削除）
8544.20	同軸ケーブルその他の同軸の電気導体	5.8%	4.8%	無税	無税	（削除）
8544.30	点火用配線セットその他の配線セット（車両用、航空機用又は船舶用）				無税	
	1 自動車のもの	無税	無税			
	2 その他のもの	5.8%	4.8%	無税		（削除）
8544.42	その他の電気導体（使用電圧1,000V以下） （接続子を取り付けてあるもの）	5.8%	無税 4.8%	無税	無税	（削除）
8544.49	その他の電気導体（使用電圧1,000V以下） （接続子を取り付けてあるもの以外のもの）	5.8%	無税 4.8%	無税	無税	（削除）
8544.60	その他の電気導体（使用電圧1,000V超）				無税	
	1 自動車のもの	無税	無税			
	2 その他のもの	5.8%	4.8%	無税		（削除）
9613.10	携帯用ライター（ガスを燃料として使用、ガスの詰替えができないもの）	2.6%	2.6%	無税	無税	（削除）
9613.20	携帯用ライター（ガスを燃料として使用、ガスの詰替えができるもの）	5.1%		無税		
	- 貴金属,これを張り若しくはめっきした金属、貴石等を使用したもの		5.1%		5.1%	無税
	- その他のもの		4.3%		無税	
9613.80	その他のライター	4.1%	3.4%	無税	無税	（削除）
9613.90	ライターの部分品	4.6%	3.9%	無税	無税	（削除）